

関係者各位

駿河台大学 心理カウンセリングセンター
センター長 近藤 育代（公印省略）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本学では、今般、下記の要領にて心理カウンセリングセンターの非常勤心理相談員の募集を行うことになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、適任者のご推薦方について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

【心理カウンセリングセンター非常勤心理相談員 公募要項】

本学の大学憲章に共感頂ける方

1. 採用職名：非常勤心理相談員
 2. 募集分野及び採用予定人数：心理カウンセリングセンター非常勤心理相談員 1 名
 3. 職務内容：臨床心理士養成大学院第Ⅰ種指定校付属の内部実習機関として設置されている心理カウンセリングセンターの運営に係る相談活動（カウンセリング及びインテーク面接、インテーク担当時はカンファレンスでの報告も含む）及び実習生への実習指導を含む業務全般。
 4. 資格：大学院修士課程を修了又はこれと同等の能力があると認められる者で、臨床心理士及び公認心理師の資格を有していること。
 5. 契約予定期間：2026年11月1日以降（応相談）から2027年3月31日まで
 6. 賃金、福利厚生、研究環境ほか各種労働条件：別紙「労働条件等について」を参照してください。
 7. 提出書類：
 - 1) 履歴書（写真貼付・JREC-IN Portal作成様式を使用）1 部
臨床心理士及び公認心理師を証明する物の写し 各 1 部
 - 2) これまでの臨床実践（①実務経験と担当業務の概要、②臨床心理専門職として受けた教育・訓練、③スーパーヴァイズ指導経験）について、A4用紙2枚以内でまとめたもの（様式任意） 1 部
 - 3) JREC-IN Portal作成様式について、ご不明な場合には、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。また、いったん提出された上記書類は返却しません。提出書類は本学で厳重に管理・保管し、審査終了後は、本学で作成した資料・コピー等を含めて所定の方法にて破棄します。
 8. 応募期限：2026年9月30日（水）必着
 9. 面接審査日：書類選考で選ばれたものに対して面接による審査を行います。該当者に対して別途詳細日時を連絡します。 ※面接の際の交通費は、自己負担とします。
 10. 提出先：〒357-8555 埼玉県飯能市阿須698 駿河台大学 学務部教務課 心理学研究科担当宛
朱書きで「心理相談員公募書類（心理カウンセリングセンター） 在中」と明記し、郵送の場合には簡易書留にしてください。
 11. 問い合わせ先：〒357-8555 埼玉県飯能市阿須698 駿河台大学 学務部教務課 心理学研究科担当
Tel. 042-972-1110 Fax. 042-972-1179 E-mail srsin@surugadai.ac.jp
- ※障害者雇用促進法にもとづき、募集・採用時に合理的配慮の提供を希望される場合はお申し出ください。
※本学は男女雇用機会均等法を遵守しています。
※本学は敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しています。
※応募書類に虚偽記載又は重要事項の不記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。
※過去に学生に対するセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分事案の概要及び処分の内容を履歴書等に必ず記入願います。

以 上

2026 年 9 月 1 日

関係者各位

学校法人駿河台大学
総務部総務課
TEL:042-972-1111

労働条件等について

今回公募いたします「心理カウンセリングセンター非常勤心理相談員」の主な労働条件等は、下記のとおりです。

記

1. 労働条件等について

採用職名	心理カウンセリングセンター非常勤心理相談員
契約期間	2026年11月1日以降（応相談）から2027年3月31日
就業の場所	埼玉県飯能市 駿河台大学飯能キャンパス
業務内容	心理カウンセリングセンターの運営に係る相談活動（カウンセリング及びインテーク面接、インテーク担当時はカンファレンスでの報告も含む）及び実習生への実習指導を含む業務全般。
勤務日	水・金・土曜日のいずれか、週1日（勤務曜日は固定）。ただし、インテーク担当時はカンファレンス報告のために火曜（必要に応じて月1回程度）の勤務あり。
就業時間	10：00～17：30（6時間40分・休憩50分） ※ただし業務上必要な場合には、1日8時間の労働時間の範囲内において始業及び終業の時刻を30分単位で変更する場合がある。
休日	1週間に1日以上または4週を通じて4日以上与える。 ※ただし、業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ休日を他の日と振り替えることがある。
休暇	年次有給休暇：契約開始日より、規定に基づき付与
賃金等	1. 基本賃金：時間給 2,000 円（※休憩時間は無給） 2. 昇給：なし 3. 諸手当 ・時間外勤務手当：法定労働時間（8 時間）を超えた場合、基本賃金の 25%分の手当を支給する。 ・通勤手当：学校法人駿河台大学通勤手当支給規程に基づき支給する。 4. 賃金締切日：毎月末日 5. 賃金支払日：毎翌月 25 日。ただし支払日が休日の場合その前日に支給する。 6. 賃金支払方法：本人の同意を得て指定の金融機関口座へ振り込みにて支払う。 7. 賞与・退職金：賞与及び退職金は支給しない。
社会保険の適用	労災保険：加入 ※健康保険、年金及び雇用保険には法的要件を満たさないため、未加入。
契約更新の有無	1. 契約期間の満了により本契約は終了するものとする。 2. 再契約する場合には再度契約書を取交わすこととし、契約期間満了時の業務量、本法人の経営状況、従事している業務の進捗状況及び本人の健康状態等により判断する。また、更新が可能な年齢は、満 65 歳に達する年度末までとなり、満 65 歳を超えての更新は行わない。 3. 労働条件を変更する場合にはこれを明示する。
退職に関する事項	次のいずれかに該当するときは退職とする。 1. 契約期間の満了 2. 本人の死亡 3. 解雇されたとき 4. 自己都合退職の願い出により本法人が認めたとき（この場合 14 日以上前に届け出ること）

※上記のほかは、本学「パート職員・アルバイト就業規則」ほかの諸規程による。

2. 研究環境等について

①本学より個人研究費は支給しません。

以上